

年金事業への信頼は回復できるか

～ 日本年金機構法案、国民年金事業等運営改善法案 ～

厚生労働委員会調査室 さとう けんすけ
佐藤 研資

《 要 旨 》

- ・ 度重なる不祥事や年金保険料の無駄遣い批判を背景に、社会保険庁改革は近年大きな政治問題となってきた。政府は平成 18 年の通常国会に同庁改革のため、ねんきん事業機構法案及び国民年金事業等運営改善法案を提出したが、国民年金保険料不適正免除事件の影響で継続審査となり、同年秋の臨時国会において廃案となった。
- ・ 政府は平成 19 年の通常国会に、社会保険庁改革関連法案として、改めて日本年金機構法案及び国民年金事業等運営改善法案を提出した。
- ・ 日本年金機構法案は、社会保険庁の廃止、年金事業を運営する非公務員型の公法人の設立、民間委託の推進、悪質滞納者に対する国税庁による強制徴収等を内容とする。ただし、業務委託の範囲や職員採用の具体的方針という中核部分が、今後の学識経験者会議での検討に委ねられている。
- ・ 国民年金事業等運営改善法案は、年金事業の改善のために必要な法整備を図るものであり、クレジットカードによる保険料納付、国民年金保険料滞納者に対する国民健康保険短期被保険者証の交付、年金事務費国庫負担の見直し（年金事務費に恒久的に保険料を充当できることとする。）等が盛り込まれている。
- ・ 両法案については、社会保険庁廃止後の年金事業運営の安定性・信頼性・効率性等の確保、業務委託の範囲や職員採用の在り方、学識経験者会議や機構役員等の人選、徴税組織を活用した保険料徴収の在り方、社会保険庁職員に対する分限免職の取扱い、年金事務費等に係る年金保険料の用途の在り方及び透明化、年金保険料滞納に対し別制度（医療保険制度等）において制裁的措置を課すことの妥当性等が論点となろう。

はじめに

近年、社会保険庁改革は、同庁の度重なる不祥事に対する厳しい世論の批判を背景に、大きな政治問題となってきた。政府は平成 19 年の第 166 回国会に、社会保険庁を解体し非公務員型の公法人を設立する日本年金機構法案を提出し、その決着を図ろうとしている。

本稿は、同法案及び併せて提出された国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（以下「国民年金事業等運営改善法案」という。）について、その提出の経緯、内容及び論点を紹介しようとするものである。

1. 両法案の提出の経緯

(1) 平成 18 年のねんきん事業機構法案等の提出まで

平成 16 年の通常国会における国民年金法等の一部を改正する法律案等の審議では、社会保険庁をめぐる様々な問題が大きく取り上げられた（例：保険料財源による年金福祉施設・事業の在り方、年金事務費の財源特例措置¹による保険料財源の安易な流用、年金過払い等の支給ミス、年金個人情報の業務外閲覧及び情報漏洩、出版物監修料受領問題及び事務機器調達に絡む収賄事件等）。

このため、政府・与党内では同庁の解体的改革が必要であるとの認識が強まった。同年 7 月には、同庁長官に初の民間出身者として村瀬清司・損保ジャパン副社長が起用され、以後、同長官は意欲的に内部改革への取組を始めた。さらに 8 月、内閣官房長官の主宰による「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が設置された。

「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」は、17 年 5 月 31 日、「社会保険庁改革の在り方について（最終とりまとめ）」をまとめるとともに、「改革の実施スケジュールについて」を公表した。これらの主な内容は、次のとおりである。

- (1) 公的年金と政管健保の運営を分離し、それぞれ新たな組織を設置することが適当である。
- (2) 公的年金については、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立することが必要である。
- (3) 政管健保の運営については、国とは切り離された全国単位の公法人を保険者として設立し、財政運営は都道府県単位とする。
- (4) 組織改革関連法案は平成 18 年の通常国会に提出し、年金実施新組織及び政管健保公法人の設立は平成 20 年秋とする。

また同日、自民党内においても、社会保険庁を廃止し、政管健保は全国単位の公法人に、年金はこれまでの外局とは異なる政府組織に担わせる等の取りまとめが行われた。

これらを受けて、同年 7 月より、改革のより具体的内容や進め方等について、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において検討が開始された。

また、同年 9 月、村瀬長官は、新組織が発足する 20 年度までの間における業務改革の在り方を明らかにした「業務改革プログラム」を策定した。なお、同プログラムを実施する上で法律改正が必要な事項は、18 年の通常国会に法案を提出することとされた。

「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」は 17 年 12 月 12 日、「組織改革の在り方について」を取りまとめた。その主な内容は次のとおりである。

- (1) 年金運営組織は、国家行政組織法に定める「特別の機関」とすることが適当である。
- (2) 年金運営会議を従来の審議会とは異なる意思決定補助機関として法律上位置付ける。
- (3) 外部の専門家を特別監査官として配置することを新組織の長の法律上の義務とする。
- (4) 従来の組織への真摯な反省に立ち、法律上、新組織の職員は厳正なサービスの宣誓を行わなければならないことを規定する。
- (5) 組織改革と併せて、保険料収納対策、国民サービス向上、業務運営の透明化等の業務改革を一層推進するため、関係法律の整備法案をとりまとめることが必要である。

また、自民党は同年 12 月 20 日、有識者会議とりまとめと同様に、年金運営新組織を「特別の機関」とする方向性を示した「社会保険庁改革について」をまとめた。

政府はこれらを受けて、18 年の第 164 回国会に、政管健保の公法人化を含む健康保険法等の一部を改正する法律案を、また、年金運営新組織について規定したねんきん事業機構法案及び年金事業の改善を推進する上で必要な法改正をまとめた国民年金事業等運営改善法案²を提出した。

(2) 平成 19 年の日本年金機構法案等の提出まで

平成 18 年 5 月、各地の社会保険事務所で被保険者本人からの申請がないにもかかわらず国民年金保険料の免除承認手続をするなどの不適正な取扱いが多数なされていたという事態が発覚した(以下「不適正免除事件」という。)。社会保険庁の調査により、その総件数は最終的に 22 万件以上にのぼることが 7 月までに判明したが、この間、同庁が累次の調査を行う度に、事務所数や報告件数が追加・修正され、社会保険事業に対する国民の信頼を一層損ねることになった。

この事件の影響から、ねんきん事業機構法案及び国民年金事業等運営改善法案は衆議院において継続審査となった。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律案は 6 月 14 日に成立した。

川崎厚生労働大臣は、6 月、不適正免除事件に係る社会保険庁の調査内容や再発防止策について検証するため、外部有識者も参画した「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会」を設置、同委員会は 8 月 3 日、再発防止策等を提言した報告書を取りまとめた。また同日、社会保険庁は本事件に係る第三次報告書を公表した。この中で不適正免除以外にも多くの不適正処理(長期未納者を不在被保険者として処理するなど)が行われていたことが明らかとなった³。

こうした経緯から、与党内には社会保険庁改革をより抜本的に行うには継続審査中の法案では不十分であり、新たな法案を出し直すべきとの機運が高まり、9 月に行われた自民党総裁選挙では安倍官房長官を含む各候補者が同庁の更なる改革を表明した。

平成 18 年 9 月、第 165 回国会において安倍総理大臣が就任した後、政府・与党は、継続審査中の 2 法案を廃案とし、新たな改革案を打ち出すこととした。与党は 12 月 14 日、「社会保険庁改革の推進について」を取りまとめた。その主な内容は次のとおりである。

- (1) 公的年金の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止し、解体する。年金運営業務は新たな非公務員型の公的新法人を設けてこれに担わせる。
- (2) 組織人員は必要最小限とし、民間へのアウトソーシングを積極的に進めるなど一層の合理化・効率化を図る。
- (3) 年金新法人の発足に当たっては、社会保険庁職員は一旦退職した後、第三者機関の厳正な審査を経て再雇用する。

与党はこの方針に沿って 19 年の通常国会に社会保険庁改革法案を提出し、その成立を図ることとした。

安倍総理大臣は19年1月26日、第166回国会における施政方針演説で、社会保険庁について、非公務員型の新法人の設置など、廃止・解体6分割⁴を断行する旨を表明した。

その後、政府は3月13日、与党方針に沿って立案した日本年金機構法案及び国民年金事業等運営改善法案を閣議決定し、国会に提出した⁵。

社会保険庁改革関連年表

平成 16 年
6 月 改正年金法成立
7 月 社会保険庁長官に村瀬氏就任
8 月 社会保険庁の在り方に関する有識者会議が検討開始
平成 17 年
5 月 同会議が「社会保険庁改革の在り方について（最終とりまとめ）」まとめる
7 月 社会保険新組織の実現に向けた有識者会議が検討開始
12 月 同会議が「組織改革の在り方について」まとめる （年金運営組織を「特別の機関」とする等。自民党も同趣旨の方針決定）
平成 18 年
2 月 健康保険法改正案が国会に提出される
3 月 ねんきん事業機構法案及び国民年金事業等運営改善法案（以下「2法案」）が国会に提出される
5 月 不適正免除事件が明らかになる
6 月 通常国会閉会。2法案は衆議院で継続審査、改正健康保険法は成立
“ 社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会設置
8 月 同委員会が報告書取りまとめ
9 月 自民党総裁選挙（各候補とも社会保険庁の更なる改革を表明）
“ 臨時国会で安倍内閣発足
12 月 与党「社会保険庁改革の推進について」取りまとめ （年金運營業務は非公務員型公法人に担わせる等）
“ 2法案は衆院で廃案
平成 19 年
1 月 安倍総理大臣が施政方針演説で「社会保険庁の廃止・解体6分割」を表明
3 月 日本年金機構法案及び国民年金事業等運営改善法案が国会に提出される

2. 日本年金機構法案の概要

本法案は、政府管掌年金事業（厚生年金保険事業及び国民年金事業）の適正な運営及び国民の信頼確保を図るため、社会保険庁を廃止するとともに、新たに非公務員型の公法人である日本年金機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものである。

（1）目的及び基本理念

ア 目的

機構は、業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の下に政府管掌年金事業に関する業務等を行うことにより、年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

イ 業務運営の基本理念

機構は、業務運営に当たり、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、サービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化、公正性及び透明性の確保等に努めなければならないこととする。

(2) 機構の組織

ア 役員及び理事会

機構に理事長、副理事長、理事及び監事を置く。このうち理事長及び監事は厚生労働大臣が任命する。機構の運営に係る重要事項を審議・決定する理事会を設ける。

イ 役職員の地位等

役職員は非公務員とする。役員報酬や職員給与は、勤務成績等が考慮されるものでなければならないことを明記する。役職員は、国民の信頼を基礎として納付された保険料により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正に職務を遂行する旨のサービスの誓約書を提出することを義務付ける。

資本金として政府は年金事務所の土地建物等を現物出資する。

なお、機構の事務所等は、本部 - ブロック機関 - 年金事務所の三段階とする⁶。

(3) 業務運営

ア 機構の業務

機構の業務の範囲は、厚生年金保険法、国民年金法、健康保険法等及び児童手当法の規定により機構が行うこととされた事務等とする。

イ 民間委託

機構は、厚生労働大臣の定める基準に従って、業務の一部を民間に委託することとし、受託者には秘密保持義務を課す。

ウ 業務方法書、中期目標、中期計画及び年度計画

機構は業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける。厚生労働大臣は、機構が3年以上5年以下の期間に機構が達成すべき目標（中期目標）を設定する。

機構は、中期目標を達成するための計画（中期計画）及び中期計画に基づく年度計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける。

厚生労働大臣は、機構の事業年度毎の実績、また中期目標に係る実績を評価し、機構に通知するとともに、これを公表する。

エ 報告徴収、改善命令等

厚生労働大臣は機構に対し、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、法令違反等の是正命令を行うことができる。厚生労働大臣は機構に対し命令を行ったときは、その旨を公表する。

オ 財務及び会計

機構の会計は、企業会計原則による。機構は財務諸表を作成し、厚生労働大臣の承

認を受ける。機構が厚生労働大臣に財務諸表を提出するときは、監事のほか、厚生労働大臣が選任する会計監査人の意見を付する。

政府は、機構の業務に要する費用を交付する。その際、当該交付金の財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該内訳に対応した交付金の使途を明らかにする。

カ 年金個人情報の利用及び提供の制限

厚生労働省及び機構による年金個人情報の保有、利用及び提供については、年金事業の実施等に必要な範囲を超えてはならない旨の制限を設ける。

キ 年金委員

厚生労働大臣は、年金事業に関する国民の理解を得るための啓発や被保険者・受給権者からの相談対応を行う年金委員を、機構が推薦する者のうちから委嘱する。

ク 罰則

役職員及び業務の受託者の守秘義務違反、厚生労働大臣の業務改善命令等に対する違反等に対して所要の罰則を定める。

(4) 機構の設立準備

ア 基本計画

政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、次の事項について基本計画を定める（基本計画は閣議決定することとされている）。

- (1) 機構が自ら行う業務と民間委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務委託の推進についての基本的な事項
- (2) 機構の設立に際して採用する職員数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項

政府は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し学識又は実践的能力を有し、中立公正な判断ができる学識経験者の意見を聴くものとする（この学識経験者の会議は内閣官房に置かれる⁷）。

イ 設立委員

厚生労働大臣は、機構の設立委員を命じて、機構の設立事務を処理させる。

ウ 職員の採用

設立委員は、機構の職員の労働条件及び採用基準を提示して、職員を募集する。

社会保険庁長官は、機構の職員となることを希望した者の中から機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を設立委員に提出する。

設立委員は、採否を決定するに当たっては、人事管理に関し識見を有し、中立公正な判断ができる学識経験者からなる会議の意見を聴くものとする（アの学識経験者の会議とは別個の会議）。

機構に採用されなかった社会保険庁の職員の転任、退職又は免職は、国家公務員法の定めるところによる（同法第78条第4号に規定する廃職又は過員を生じた場合の有限免職の適用）。

(5) 関係法律の改正

ア 権限の委任等の規定整備

厚生年金保険法、国民年金法等において、社会保険庁長官が行うこととされていた業務は、厚生労働大臣が行うことに改める。また、厚生労働大臣の機構に対する権限の委任及び事務の委託に関する規定を設ける。

イ 機構に強制徴収を行わせるための規定整備

年金保険料の滞納処分は、厚生労働大臣から権限の委任を受け、機構が実施する。機構における滞納処分業務の公平性、客観性を担保するとともに、国の監督体制を確保するために必要な措置（滞納処分実施規程の策定、滞納処分の実施、滞納処分を実施する徴収職員等についての厚生労働大臣の認可、滞納処分実施後の厚生労働大臣への報告等）を講じる。

ウ 強制徴収の国税庁への委任

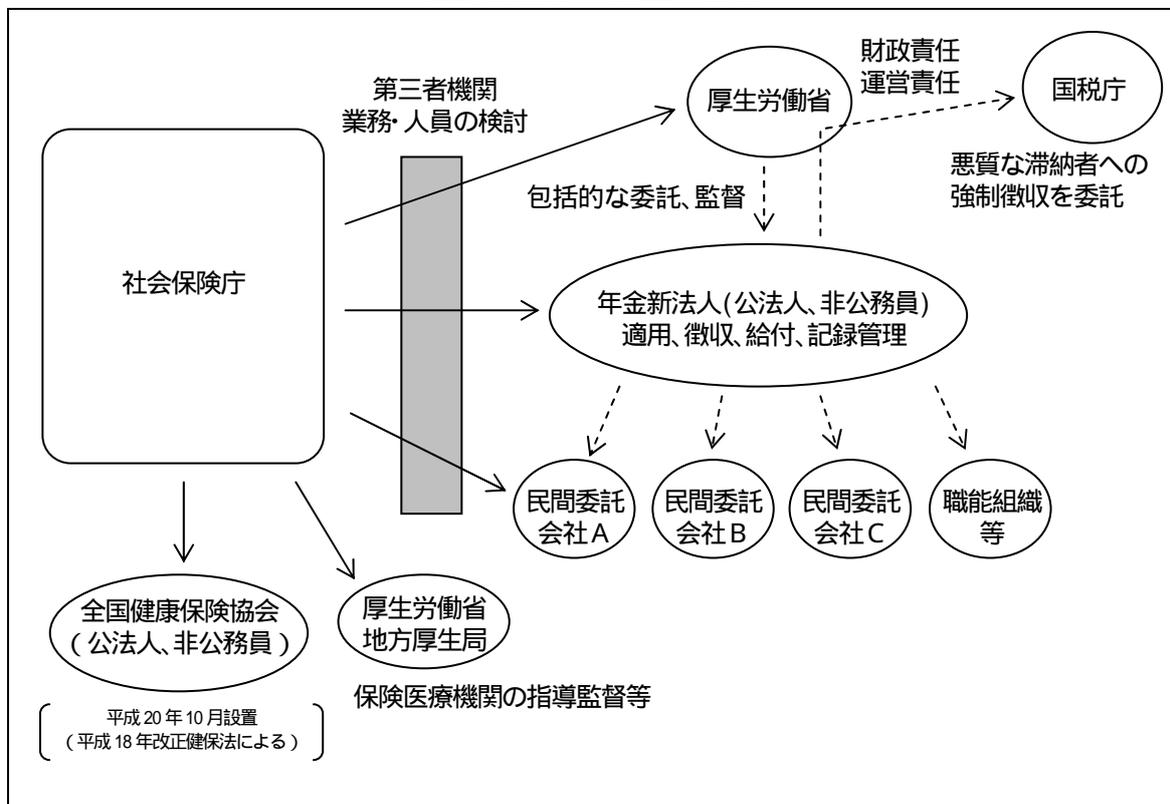
厚生労働大臣は、財産隠ぺいのおそれがあるなど悪質な保険料滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申し出に基づき、滞納処分の権限を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任できることとする。

エ その他

厚生労働省設置法から「社会保険庁」を削除する。

現在、地方社会保険事務局が行っている保険医療機関等に対する指導・監査等の事務は、地方厚生局において実施するものとする。

社会保険庁の廃止・解体



(出所) 厚生労働省資料に一部加筆

(6) 施行期日等

施行期日は、平成 22 年 4 月 1 日までに政令で定める日と規定され、今のところ 22 年 1 月施行が予定されている。

(4) の機構の設立準備に関する規定は公布の日から、また(5) の地方厚生局に係る規定は 20 年 10 月 1 日から施行される。

なお、政府はこの法律の施行後 3 年を目途として、機構や政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする旨の検討規定が設けられている。

3. 国民年金事業等運営改善法案の概要

本法案は、国民年金事業等の運営の改善を図るため、各種の保険料納付促進施策を導入するほか、保険料流用の温床として批判の強かった福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものである。

(1) サービスの向上

ア 住所変更等の届出の省略

住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)から被保険者情報を取得し、被保険者等の氏名・住所の変更等の届出を原則廃止する。

イ 住基ネット情報の活用

住基ネットから本人確認情報の提供を受けられることができる事務に、「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」等を追加する。

ウ 社会保険と労働保険との連携の推進

労働保険の年度更新(年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付)の期限(労働保険徴収法により例年は 5 月 20 日⁸)を、社会保険の標準報酬月額額の算定に関する届出の期限(厚生労働省令により 7 月 10 日)に統一する。

(2) 保険料の収納対策の強化等

ア 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

・クレジットカードによる保険料納付

国民年金保険料の納付方法に、クレジットカードによる納付を追加する。

・任意加入被保険者の保険料納付の口座振替を原則化

国民年金の任意加入被保険者(60 歳以上 65 歳未満の者等)は、口座振替による保険料納付を原則とする。

・保険料免除手続きの簡素化

生活保護受給者等について、国民年金保険料の免除手続きを確実にを行うため、福祉事務所等に対し情報の提供を求められることができることとする。また、大学等が学生等の委託を受けて、学生納付特例の申請を代行できることとする。

イ 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進

・国民健康保険(市町村)との連携

市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、通常より有効期間が短い

国民健康保険被保険者証（短期被保険者証）を交付することができることとする。また、短期被保険者証の交付対象者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付できるよう、当該市町村が、納付受託機関となることができることとする。

・社会保険制度内での連携

社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）について、長期間にわたって社会保険料の自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する⁹。

ウ 事業主との連携による保険料納付の促進

事業主に対し、厚生年金の適用とならない短時間労働者等に対する国民年金に係る手続の周知や保険料の納付の勧奨等に関し、必要な協力を求めることができることとする。

(3) 公正・透明・効率的な運営の確保

ア 事務費国庫負担の見直し

国の厳しい財政事情にかんがみ、年金事務費について平成10年度より特例措置として保険料財源が充当されてきたが、受益と負担の明確化等の観点から、全額を国庫負担するという原則を見直し、平成20年度より保険料財源が充当できることを制度化する。

イ 福祉施設規定の見直し

年金福祉施設の設置等の根拠であった、「必要な施設をすることができる」旨の規定（厚生年金保険法第79条、国民年金法第74条）を廃止する。その上で、これまで当該規定を根拠に行ってきた事業のうち、公的年金事業の円滑な実施のために必要なもの（年金教育・広報、年金相談、被保険者への情報提供、コンピュータシステムの運用等）を行うことができる旨を規定する。

ウ その他の事項

・被保険者資格等に関する情報の取得

市町村等の官公署に対し、被保険者の資格確認等に必要な資料の提供を求めることができることとする。

・基礎年金番号の法定化

基礎年金番号¹⁰を年金原簿の記載事項として法定化するとともに、適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

(4) その他の法律の一部改正等

・共済法等の改正

国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び特別会計に関する法律等に関し、所要の改正を行う。

・検討規定

政府は、施行後5年を目途として、この法律による改正後の国民年金法等の規定に

基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(5) 施行期日

主な改正項目の施行期日は次のとおり。

主な改正項目の施行期日

(1) - イ 住基ネット情報の活用 (2) - ア 福祉事務所や医療保険者への情報提供要請 (2) - ウ 事業主との連携による保険料納付の促進 (3) - ウ 被保険者資格等に関する情報の取得	公布日
(2) - ア クレジットカードによる保険料納付	平成20年3月31日までの政令で定める日
(2) - ア 任意加入被保険者の保険料納付の口座振替を原則化 (2) - ア 大学等による学生納付特例の申請代行 (2) - イ 国民健康保険(市町村)との連携 (2) - イ 関係団体を通じた納付状況の確認等 (3) - ア 事務費国庫負担の見直し (3) - イ 福祉施設規定の見直し	平成20年4月1日
(1) - ウ 社会保険と労働保険との連携の推進 (2) - イ 社会保険料を滞納している保険医療機関等に係る指定・更新拒否	平成21年4月1日
(3) - ウ 基礎年金番号の法定化	日本年金機構発足時
(1) - ア 住所変更等の届出の省略	平成23年4月1日

(厚生労働省資料より作成)

4. 主な論点

(1) 日本年金機構法案

社会保険庁の廃止・解体と、年金業務の分割・民間委託により、年金事業運営が複雑化するが、事業の安定性、信頼性及び効率性が確保されるかどうか論点となる。

法案が描く業務の分割は、自民党内における立案過程での様々な意見をつなぎ合わせたものであり、明確な理念に基づいて設計されたのか、との指摘がなされている¹¹。特に、機構を非公務員型組織とする理由については、18年のねんきん事業機構法案においては国の責任のもとに事業を運営するため公務員型組織とした経緯があることから、十分な説明が必要である。

法案では新組織を設立する上での核心部分ともいえるべき、機構の業務内容や民間委託の方法、職員採用の在り方等を先送りして学識経験者会議に委ねており、新たな年金業務運営の具体像が不明確と言わざるを得ない。このため、「政府・与党の発想には『社保庁解体ありき』が先にあった」¹²との指摘がある。

社会保険庁職員に対する分限免職の実施が想定されているが、訴訟リスクも予想され、妥当性を含め、その取扱いが論点となるであろう。また、年金保険料徴収に、極めて限定的ながら、国税庁を活用することは、民主党などが主張する歳入庁構想にも通ずる部分があり、税と社会保険料の徴収一体化が論じられよう。

その他、機構の設立委員及び役員や学識経験者会議の構成員の中立性の確保（厚生労働省出身者や民間委託で利益を得る可能性のある民間企業関係者の排除等）社会保険庁改革が公務員制度改革全体に及ぼす影響、年金個人情報保護の徹底等が論点として挙げられよう。

（２）国民年金事業等運営改善法案

保険料の無駄遣いに対する国民の厳しい批判にかんがみ、年金事務費国庫負担の見直し及び福祉施設規定の見直しは、大きな論点となろう。これらについては、受益と負担の明確化や年金事業の円滑な実施の観点から、保険料財源からの支出を妥当とする立場と、保険料を年金給付以外に使うべきでないとの立場が対立している。また、保険料拠出者である労使の意見を十分聴くべきとの意見もある¹³。もとより、当然ながら国庫負担、保険料財源の如何にかかわらず、その用途は厳しく監視される必要があり、契約事務の適正化や内部監査の強化等が図られるべきである。

国民年金保険料滞納者に対する国民健康保険の短期被保険者証交付については、厚生労働省は未納者との接触機会を設けることにより納付や免除手続きの促進を図るためと説明するが、低所得者に対し国民健康保険制度を用いて納付を促すことの問題性や、国民健康保険料の収納率低下の懸念¹⁴等が指摘されている。また、年金保険料滞納を理由に保険医療機関等の指定・更新を認めないとしたことも含め、このような制度の枠を超えた事実上の制裁的措置を導入することは、社会保険料の対価性の喪失と社会保障目的税への接近を招くとの指摘がある¹⁵。

その他、住基ネット情報活用と個人情報保護、国民年金保険料徴収に係る市町村の関わり方（市町村が納付受託機関となる途が開かれたことと、地方分権一括法施行以後、保険料徴収を国の事務としていることとの関係等）などが論点として挙げられよう。

おわりに

政府・与党による社会保険庁改革については、平成 19 年夏の参院選を前に「野党を支持する社保庁労組、『自治労国費評議会』を揺さぶる狙いもあるとみられる」¹⁶との指摘がなされている。改革論議は終始与党主導で進められたといわれるが¹⁷、選挙への思惑から拙速な制度設計となることのないよう、国会では慎重な論議が望まれる。

もとより、年金事業実施組織の再編は公的年金制度への信頼回復の手段に過ぎない。真の信頼回復に向けて、年金制度を人口減少社会においても持続可能で、またライフスタイルの選択に中立な制度に改革していく努力が引き続き求められるところである。

¹ 年金事務費については、国の厳しい財政事情にかんがみ、平成 10 年度以降、その一部に保険料を充てる財政上の特例措置が継続的に講じられてきた。（平成 10～15 年度は、財政構造改革の推進に関する特別措置法に基づく特例措置。16 年度以降は各年度のいわゆる公債発行特例法で措置。19 年度においても同特例法で措置された。）

² 国民年金事業等運営改善法案は平成 18 年、19 年とも同一名称（国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案）で、内容もほぼ同様である。

- ³ 社会保険庁は、平成 18 年 8 月 28 日、この問題で、全職員の 6% に当たる 1,752 名を処分したと発表した。
- ⁴ 一連の社会保険庁改革により、社会保険庁の機能は次のように 6 分割されることとなる。
年金関係 = (1)厚生労働省、(2)日本年金機構、(3)民間委託、(4)国税庁（悪質な滞納者への強制徴収）
医療保険関係 = (5)全国健康保険協会、(6)地方厚生局（保険医療機関への指導監督）
- ⁵ 法案の閣議決定に先立つ 3 月 7 日、自民党厚生労働部会において、次のような確認事項が付された。
(1)年金事務費等に充当される年金保険料財源の用途を精査すること、(2)年金保険料の用途を国民に明らかにすること、(3)年金新法人の職員採用については民間からも募集を行うこと、社会保険庁職員が漫然と新法人に移行しないよう厳正な審査を行い、配置転換等の分限処分回避努力を行った上で、組織分限処分を行うべき状況が生じた場合には適切に実施すること等。
また、法案の国会提出後の 4 月 3 日、社会保険新組織の実現に向けた有識者会議は最終取りまとめを行った。
この中で同会議は、法の運用に際し、非常勤理事として外部専門家の参画を得ることによる意思決定機能の強化、保険料負担者や年金受給者の意見を業務に反映させるための運営評議会の設置、年金制度の企画立案部門と実施部門の連携確保等を求めた。
- ⁶ 現在、都道府県ごとに社会保険事務局が設置されているが、地方事務官制度に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質等を改める観点から、これを廃止し、ブロック単位の集約化を図るものである。
- ⁷ 安倍総理大臣は、この学識経験者会議について渡辺行政改革担当大臣に担当させる旨指示した（平成 19 年 3 月 13 日内閣官房長官記者会見）。
なお、自民党社会保障制度調査会長の鈴木俊一衆議院議員は、同会議に関し「国鉄改革時の再建監理委や郵政民営化委などをイメージしている。厚生省に設置したのではお手盛り批判を免れない。」と述べている（『岩手日報』平 18.12.15）。
- ⁸ 平成 19 年度は 6 月 11 日まで延長された（雇用保険法等の一部を改正する法律が 4 月 19 日に成立、同月 23 日に公布されたため）。
- ⁹ 社会保険庁長官より「保険料納付確認団体」の指定を受けた団体（医師会等を想定）が、会員からの委託に基づき当該会員の納付状況について同庁に確認すること等ができるようにするもの。
- ¹⁰ 平成 9 年 1 月より導入。根拠法令は国民年金法施行規則。
- ¹¹ 『朝日新聞』（平 18.12.15）
- ¹² 『毎日新聞』（平 19.3.19）
- ¹³ 連合事務局長「『日本年金機構法案』等の閣議決定に関する談話」（2007.3.13）
http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/danwa/2007/20070313_1173773043.html
- ¹⁴ 全国市長会・全国町村会「国民年金保険料等未納者に対する国民健康保険短期被保険者証の発行等に関する意見」（平 18.2.27）
<http://www.mayors.or.jp/rokudantai/youbou/h180227nenkin/nenkin.htm>
- ¹⁵ 江口隆裕「社会保険料の租税化」『週刊社会保障』 2390（2006.7.17）24～25 頁
- ¹⁶ 『毎日新聞』（平 19.3.14）
- ¹⁷ 『朝日新聞』（平 18.11.23）